

「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」の募集について

1 趣 旨

平成29年7月5日からの大雨により、県内各地で死傷者・行方不明者等の人的被害や家屋の全壊・半壊、多数の床上・床下浸水等の深刻な被害が発生し、県内1市1町1村(朝倉市、添田町、東峰村)に災害救助法が適用されました。

福岡県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行っています。

2 義援金の名称

平成29年7月5日からの大雨災害義援金

3 受付期間

平成29年7月10日(月)から平成29年8月31日(木)まで

4 義援金受入れ口座

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行(※1)	00980-0-332036	福岡県共同募金会7月大雨災害義援金
福岡銀行 春日原支店(※2)	(普)1932835	社会福祉法人福岡県共同募金会
西日本シティ銀行 春日原支店(※2)	(普)3063234	かいちょう おがわひろき 会長 小川弘毅

※1 ゆうちょ銀行における窓口での振替料金は無料。

※2 福岡銀行、西日本シティ銀行各本店における窓口での振込みは7月12日(水)から手数料無料。

※3 上記以外のお銀行、ATM及びインターネットバンキングを利用する際の振込みは手数料有料。

5 義援金の配分

福岡県共同募金会でとりまとめた義援金については、福岡県災害対策本部へ送金し、福岡県が設置する義援金配分委員会を通じて被災者に配分されます。

6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合は、金融機関での振込金受領証に「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

7 領収書の発行

義援金について、税制上の優遇措置(所得税、法人税)を希望される場合は、福岡県共同募
金会までご連絡をお願いします。後日、希望者に領収書を発行します。

問合せ先: 社会福祉法人福岡県共同募金会

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ内

電話092-584-3388 FAX092-584-3386

Mail bokin@fuku-shakyo.jp